# 姉川ダム水力発電所 設置運営事業候補者募集要項

## 1 募集の趣旨

滋賀県では、再生可能エネルギーの導入を図るため、県が治水ダムとして管理している姉川ダムにおいて、治水ダムとしての運用に支障がない範囲で発電を行う水力発電所の設置運営に関する提案を募集します。

なお、水力発電所の設置運営にあたり、別途、事業候補者は、河川法等の法令上の許可、 登録もしくは事前協議(以下、「法令上の許可等」という。)手続および県との協定締結が必 要となります。本募集は、応募された提案のうち、県が設置運営可能と判断した一定基準以 上の技術、実績、資金力等を有する事業候補者を選定し、法令上の許可等手続および県との 協定締結の協議を行う優先順位を付けることを目的とします。

# 2 用語の定義

本募集要項において以下のとおり用語を定義します。

(1) 事業者

水力発電を事業として行おうとする個人、法人または複数法人等で構成する連合体。

(2) 応募者

本募集要項にもとづき、滋賀県が行うプロポーザル方式の公募に参加する者。

- (3) 事業候補者
  - (2) の応募者のうち、滋賀県が設置する姉川ダム水力発電事業候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定された者。
- (4) 設置運営事業者
  - (3) の事業候補者のうち、水力発電所設置に係る法令上の許可等を受け、滋賀県と協 定を締結した者。

#### 3 募集提案の概要

(1)募集の名称

姉川ダム水力発電所設置運営事業候補者選定

(2) 募集の対象

姉川ダムの放流水を使用する水力発電所を設置・運営する発電事業に係る企画提案

(3) 事業期間

河川法(昭和39年法律第167号)(以下「河川法」という。)第23条の2に基づく登録の期間。なお登録については更新することができるものとします。

(4) 設置対象場所

姉川ダム(滋賀県米原市曲谷)(別紙「姉川ダム概要図」参照)

(5) 水力発電所の仕様

水力発電所の仕様は応募者の提案によるものとしますが、関係各種法令を遵守するものと し、かつ既得取水の安定化・河川環境の保全等および常時満水位の維持のための放流に完全 に従属することとします。

- (6) 仕様以外の企画提案内容
  - ア 水力発電所に関する工事施工計画、分岐管等主要機器の配置計画および維持管理運用 計画において、治水ダムとしての運用に支障がない範囲で施工および発電を行う技術提 案。
  - イ 災害等の非常時に姉川ダムや地域に貢献する提案。
  - ウ 水力発電所の施工・管理運用等について県内に主たる営業所(県内に本社・本店等) を有する企業等(以下「県内事業者」という。)を活用する提案。
  - エ 環境教育等に関する提案。
  - オ地域貢献に関する独自の提案。
  - カ その他の仕様、条件については<u>別紙「姉川ダム水力発電所設置運営事業仕様・条件書」</u> のとおりとします。

# 4 募集等の日程

(1)募集要項の公表

平成 26 年 10 月 28 日 (火)

なお、募集要項は滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室のホームページに掲載します。

ホームページアドレス: http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kasen/index.html

(2) 現地説明会 平成 26 年 11 月 13 日 (木)

(3) 質問書の受付期限 平成 26 年 11 月 20 日 (木)

(4) 質問書に対する回答期限 平成 26 年 11 月 27 日 (木)

(5) 企画提案書受付期限 平成27年1月9日(金)

(6) 事業候補者決定 平成 27 年 1 月 29 日 (木)

# 5 応募資格

- (1) 応募者は、県が管理・運用する姉川ダムにおける水力発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力および経営能力を有するほか、次の要件の全てを満たす事業者とします。(応募者が連合体であるときは、構成する法人等のいずれか1つの事業者が該当すること。)
  - ア 現地説明会に参加した者であること。
  - イ 第1種ダム水路主任技術者を確保でき、かつ第3種以上の電気主任技術者を確保できること。
  - ウ 本事業と同種または類似の事業の実績を有すること。あるいは、現在、それに着手していること。同種(類似)事業とは次のことをいいます。
    - (ア) 同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事または運営
    - (イ)類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事または運営
- (2) 複数の事業者で構成する連合体による応募の要件は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとします。
  - ア 応募および事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等を代表者としてあらかじ め定めること。

また、連合体の構成員全てを明らかにし、構成員の役割分担を明確にすること。

- イ 原則として提案した水力発電所の所有および管理の主体を一元化すること。なお、水 力発電所の所有および管理の責任は連合体(建設のみに関わる連合体の構成員は除く) が各自連帯して負うこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者は応募することができません。(応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。)
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 条)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する 者。
  - イ 次の申立てがなされている者
    - (ア) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条または第 19 条の規定による破産手続き 開始の申立て。
    - (イ) 会社更生法(平成17年法律第154号)にもとづく更生手続開始の申立て。
    - (ウ) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立 て。
  - ウ 滋賀県税等に滞納がある者。
    - (ア) 滋賀県税に未納がないことを証する書類は、申請日において発行後3か月以内のものを提出してください。滋賀県内に支店・営業所等を有する場合は、主たる営業所(本社・本店)や県外支店・営業所等から公募に参加する場合であっても、提出が必要です。
      - ●証明書類発行窓口(「県税を取り扱う事務所」参照)
        - →http://www.pref.shiga.lg.jp/b/zeimu/jimusho.html
    - (イ)消費税に未納がないことを証する書類は、申請日において発行後3か月以内のものを提出してください。消費税に係る免税業者の方についても、提出が必要です。
      - ●証明書類発行窓口(「税務署所在地·案内(滋賀県)」参照)
        - →http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/shiga.htm
  - エ 次に該当する者。
    - (ア) 役員等(公募に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該公募に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
    - (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
    - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
    - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
    - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

## 認められる者

### 6 現地説明会

本事業に応募を希望する場合は、現地説明会への参加を必要条件とします。現地説明会の参加の申し込み方法等は次のとおりです。

(1) 現地説明会日時

平成26年11月13日(木)13時~

(2) 説明会開催場所

姉川ダム (滋賀県米原市曲谷)

なお、集合場所は姉川ダム管理事務所玄関前とします。(駐車場あり) ヘルメット、長靴等、現地見学に必要とされる装備はご用意ください。

(3) 提出様式

姉川ダム水力発電所設置運営事業 現地説明会申込書(様式1)

(4) 受付期間

平成 26 年 10 月 28 日 (火) ~ 11 月 12 日 (水) 15 時 必着

(5)提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、電子メールにより受付期間内に送付してください。

メール件名:「姉川ダム現地説明会参加申し込み(事業者名・提出日)」

提 出 先:滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室

メールアドレス: suigen@pref.shiga.lg.jp

(6) 申し込み確認

滋賀県は、申し込みを受け付けた場合、確認の電子メールを返信します。

(7) その他

ダム施設内部を見学する機会はこの現地説明会のみとします。

#### 7 問い合わせ

この募集に関する問い合わせの方法は、次のとおりです。

(1) 提出様式

姉川ダム水力発電所設置運営事業に関する質問書(様式2)

(2) 受付期間

平成 26 年 11 月 14 日 (金) ~ 11 月 20 日 (木) 15 時 必着

(3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、電子メールにより受付期間内に送付してください。

メール件名:「姉川ダム水力発電所設置運営事業に関する質問(事業者名・提出日)」

提 出 先:滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室

メールアドレス: suigen@pref.shiga.lg.jp

(4)回答

提出された質問への回答は、平成26年11月27日(木)15時までに全ての応募者あてに電子メールで行うとともに滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室のホームページに掲載します。

ホームページアドレス: http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kasen/index.html

掲載期間は、回答の翌日(土日祝日を除く)から企画提案書の提出期限の前日までとします。

#### 8 企画提案書の提出

企画提案書の提出方法等は、次のとおりです。

(1)受付期間

平成26年12月24日(水) ~ 平成27年1月9日(金)15時 必着なお、受付時間は各日10時から15時までとします。

ただし、平日の正午から 13 時までの時間帯、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除きます。

(2) 提出方法

持参により提出してください (郵送等不可。)。

(3) 提出先

住 所:大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁)

提出場所:土木交通部流域政策局水源地域対策室(新館4階)

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとします。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 姉川ダム水力発電所設置運営事業 企画提案書 (様式3)

※連合体による応募の場合、連合体の構成(様式3-1)を提出してください。

- イ 企画提案の概要(様式4)
- ウ 事業者(連合体)の概要(様式5)
  - <添付>·法人登記事項証明書

(発行後3か月以内のもの、写し可、なお個人事業主の場合は不要)

- ・直近3期分の事業報告書、貸借対照表および損益計算書
- · 役員名簿 (様式 5-1)
- ・滋賀県税に未納がないことを証する書類(原本)
- ・消費税に未納がないことを証する書類(原本)
- ·誓約書 (様式 5-2)

※連合体による応募の場合、様式5の添付書類は構成員ごとに添付すること。

- 工 発電事業計画書(様式6)
  - <添付>・事業収支計画書(別表1)
    - 事業実施スケジュール (別表 2)
    - ·関係法令等手続検討状況一覧(別表 3)
- オ 事業実施方針・実施フロー・工事工程表 (様式 7-1)
- カ 技術提案書 (様式 7-2)
  - <添付>・基本設計図・分岐管配置図(A4版1枚程度)
    - ・施工計画図(A4版1枚程度)
    - ・維持管理方法および維持管理体制がわかる資料(A4版1枚程度)

- キ 同種(類似)事業実績調書(様式7-3)
  - <添付>・事業の実績を証する書類
- ク 技術者保有状況表 (様式 7-4)
  - <添付>・技術者が確保できる見込みを証する書類
- ケ 災害等非常時の姉川ダムや地域への貢献に関する提案書(様式8-1)
  - <添付>・実現性を裏付けるための書類
- コ 県内事業者の活用に関する提案書(様式8-2)
- サ 環境教育等に関する提案書(様式8-3)
- シ 地域貢献に関する独自の提案書(様式8-4)
  - <添付>・実現性を裏付けるための書類

なお、上記ケからシに関して提案等がない場合は、様式に「該当なし」と記入して提出して下さい。ただし、ケからシのいずれにも提案がない場合、失格とします。

## (5) 提出部数等

上記(4)の提出書類は、正本 1 部、副本 10 部およびデータを収めた電子媒体(CD-R)を提出してください。

(6) 提案書のヒアリング

必要と認めた場合には、提案書に関するヒアリングを実施します。なお、開催日時および 開催場所等の詳細については、別途通知します。

## 9 企画提案書の作成および記載上の留意事項

- (1) 企画提案書作成上の基本事項
  - ア 企画提案書には、水力発電所の設置運営にあたっての具体的な取り組み方法について、協定締結後 20 年間の経営面、工程面、技術面および地域貢献面の提案を記載してください。
  - イ 今回の提案は、これまで滋賀県が治水と既得取水の安定化、河川環境の保全等の目 的で安全に運用してきた姉川ダムに発電の目的を後から追加するものであること を踏まえ、下記のことについて特に留意ください。
    - ① 姉川ダムの従前の治水・利水の機能を低下させないこと。
    - ② 完全従属発電とし、姉川ダムの管理運用に従うこと。
    - ③ 既存施設の改造を最小限とする分岐管等主要機器の設計とすること。
    - ④ 姉川ダムの管理運用に配慮した工事施工計画とすること。
    - ⑤ 姉川ダムに負担をかけない維持管理運用計画となっていること。
  - ウ 要請した事項以外の内容を含む企画提案書については、無効とする場合があります。
  - エ 提出書類について、この書面および別添の様式に示された条件に適合しない場合は 無効とする場合があります。
  - オ 5 (1) ウの「同種または類似業務の実績」については、日本国内の事業実績をもって判断するものとします。
  - カ 提出された企画提案書は、事業候補者選定以外の目的のために応募者に無断で使用しません。ただし、選定された応募者の企画提案書は、「滋賀県情報公開条例(平成12年10月11日滋賀県条例第113号)」における公開対象文書となります。

キ 選定された企画提案書の内容については、事業に適切に反映するものとします。

(2) 技術提案に関する様式の作成方法

ア 技術提案に関する様式は、様式 7-1、7-2、7-3 および 7-4 に示されるとおりとします。

イ 技術提案に関する様式の内容にかかる留意事項は次頁のとおりとします。

(3) 地域貢献提案に関する様式の作成方法

ア 地域貢献提案に関する様式は、様式 8-1、8-2、8-3 および 8-4 に示されるとおりとします。

- イ 地域貢献提案に関する様式の内容にかかる留意事項は次頁のとおりとします。
- ウ 様式8-1、8-2、8-3 および8-4 のいずれにも提案がない場合、失格とします。

#### 10 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。

なお、閲覧にあたっては、閲覧場所の確保および重複を避けるため、事前に下記連絡先まで閲覧希望日時を連絡して下さい。

(1) 資料名

ア 姉川ダム工事誌

イ 姉川ダム貯水池における貯水位・流入量・放流量データ (過去 10 年間の電子データを提供します。)

(2) 閲覧場所

滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室および姉川ダム管理事務所

(3) 閲覧期間

募集要項の公表日から企画提案書の提出期限の前日まで。

なお、閲覧時間は各日10時から15時までとします。

ただし、平日の正午から 13 時までの時間帯、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第 10 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除きます。

(4) 連絡先

滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号(新館4階)

電話 : 077-528-4173 FAX: 077-523-3613

メールアドレス: suigen@pref.shiga.lg.jp

# 技術提案に関する様式の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項				
(様式7-1)	①事業の実施方針、事業の実施フローについて簡潔に記載して				
事業の実施方針・	ください。				
事業の実施フロー・	②工事工程表については、仮設計画にかかる工程についても明				
工事工程表	記してください。				
	③A4版1枚(片面)で記載してください。				
(様式7-2)	①具体的な取り組み方法を記載してください。				
技術提案書	②分岐管等を含めた発電施設の概略計画について、平面図、立				
(水力発電所設置	面図および写真等を用いて、詳細に分かりやすく記載して下				
運営に関して、分岐	さい。				
管等を含めた発電	工事施工計画については、施工中の仮設計画等を平面図およ				
施設の概略計画、工	び写真等を用いて具体的に記載し、施工段階の説明と段階ご				
事施工計画および	との留意点を明記して下さい。				
維持管理運用計画	維持管理運用計画については、維持管理体制、維持管理方法				
についての提案)	等を詳細に記載して下さい。				
	記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果物、				
	現地写真を用いることは支障ありません。				
	③上記②の配置計画、工事施工計画および維持管理運用計画に				
	ついては、図表、写真等を用いて A4 版各 1 枚以内で記載し				
	てください。				

# 地域貢献提案に関する様式の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項				
(様式8-4)	①地域貢献に関することについて独自の提案があれば資金計画				
地域貢献に関する	を含めて具体的に記載して下さい。なお、提案項目数に制限は				
独自の提案	設けません。				
	例 1) 売電収入の一部を地域活性化に資する事業に活用する				
	独自の提案				
	例 2) 事業資金の一部を県民から幅広く募ること等により、多くの				
	県民に事業参画の機会を提供し、(収益の一部還元を通じ				
	て)地域内資金循環にも繋げるような独自の提案				
	例 3) その他独自の提案				
	②A4版1枚(片面)で記載してください。				
	③実現性を裏付けるための書類を添付して下さい。				

# 11 事業候補者の選定

(1) 選定方法

応募者について、滋賀県が設置する選定委員会において企画提案書の審査および評価を行い、合計得点が最も高い応募者を事業候補者として選定します。また、合計得点の高い順に次点以降の応募者を順位付けします。

(2) 選定基準

事業候補者を選定する際の採点基準は、次頁のとおりとします。

(3) 審査結果の通知および公表

審査結果は、書面により応募者に通知(連合体で応募した場合は、代表法人に通知)します。

また、審査結果(事業候補者およびその提案概要等)については、滋賀県土木交通部流域 政策局水源地域対策室のホームページへの掲載を予定しています。

ホームページアドレス: http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kasen/index.html なお、審査結果についての質問や異議等は一切受け付けません。

## 12 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。 候補者選定後に判明した場合も同等とします。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合。
- (2)「5 応募資格」の(3)に該当することが判明した場合。
- (3) 県がその他公平性に影響を与える行為があったと判断した場合。
- (4) 選定基準において失格に該当した場合。

# 13 選定しなかった理由に関する事項

- (1) 選定されなかった応募者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(順位通知書)にて通知します。
- (2) 上記(1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、滋賀県知事に対し非選定理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に書面により行います。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりとします。
  - ① 受付場所:8(3)の提出先に持参することとします。
  - ② 受付時間:各日10時から15時までとします。 ただし、平日の正午から13時までの時間帯、滋賀県の休日を定める条例(平成元年 滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除きます。

# 姉川ダム水力発電所設置運営事業 企画提案書採点基準

評価項目	評価の着目点	配点	採点基準		参照様式等
1 事業者概要			資金力および経営能力の妥当性が高い	20	136-15-4
	① 資金力および経営能力の妥当性	20	資金力および経営能力の妥当性がある	10	#E = 1 / C
			不都合な部分がある	0	
	小計	20			
			目的、条件、内容の理解度が高い	20	<b>様式4,5</b>
事業実施方 2 針・実施フ ロー・工程表	① 目的、条件、内容の理解度が高い場合	20	目的、条件、内容の理解度がある	10	
	じ に優位に評価する		不都合な部分がある	0	7-1,7-2
	② 事業実施手順を示す実施フローの妥当		事業実施手順を示すフローの妥当性が高い	20	様式4,5
		20	事業実施手順を示すフローの妥当性がある	10	
	性が高い場合に優位に評価する		不都合な部分がある	0	1/-1,/-2
	小計	40		•	
			第1種ダム水路主任技術者を確保でき、		
	<ol> <li>技術者確保の有無</li> </ol>	10	かつ第3種以上の電気主任技術者を確保できる	10	様式7-4
-	① 这個日曜外小日州		上記の技術者を確保できない	失格	4
			同種事業実績・着手中事業あり	10	
	② 同種(類似)事業の実績	10	類似事業実績・着手中事業あり	5	様式7-3
			実績なし	失格	
	③ 専門技術力の確認	10	実績として挙げた事業に中心的・主体的に参画		様式4,5, 7-2,7-3
	② 导门技机力吵催認	10	実績として挙げた事業に部分的に参画	5	
			工事中の仮設計画等、工事施工計画がダムの管理	10	様式4,5,
3 専門技術力	④ 工事施工計画の評価	1.0	運用に特に配慮している 工事中の仮設計画等、工事施工計画がダムの管理	-	
	<ul><li>生事施工計画の評価</li></ul>		工事中の仮設計画等、工事施工計画がタムの管理  運用に配慮している	5	7-1,7-2
			不都合な部分がある	失格	
	⑤ 分岐管等主要機器設計の評価		ダムの機能の安全性に特に配慮している	20	(性士/ 5
		20	ダムの機能の安全性に配慮している	10	
			不都合な部分がある	失格	1-1,1-4
	⑥ 維持管理運用計画の評価		緊急時の維持管理体制が特に確保されている	10	様式4,5, -7-1,7-2
			緊急時の維持管理体制が確保されている	5	
			不都合な部分がある	失格	
	小計	70			
4 地域貢献 (注)			最優秀提案	10	D6 6
	災害等非常時に姉川ダムや地元に貢献 する提案の優位性		上記に次ぐ優秀な提案	5	様式4, -8-1 様式4, -8-2
			上記以外および提案なし	0	
	材料調達、施工および運営管理等にお ② いて、県内事業者の活用が図られる提 案の優位性	I 1	最優秀提案	10	
			上記に次ぐ優秀な提案	5	
		L_	上記以外および提案なし	0	
			最優秀提案	10	
	③ 環境教育等に関する提案の優位性		上記に次ぐ優秀な提案	5	· 様式4, -8-3 - 様式4, -8-4
			上記以外および提案なし	0	
	④ 地域貢献に関する独自の提案の優位性		最優秀提案	20	
			上記に次ぐ優秀な提案	10	
			上記以外および提案なし	0	
	小計	50			
合計		100			
ПН		180			

<sup>(</sup>注) 4.地域貢献について、①~④のいずれにも提案がない場合、失格とする。

## 14 事業候補者選定後の手続き

(1) 法令上の許可等手続き

事業候補者は、選定後速やかに河川法第23条の2(流水の占用の登録)、24条(土地の占用の許可)、26条(工作物の新築等の許可)および55条(河川保全区域における行為の制限)の許可等の手続を行って下さい。

# (2) 河川法にかかる協定書の締結

ア 事業候補者は、河川法第 23 条の 2、24 条、26 条および 55 条の許可等に関する手続と並行して、河川法第 17 条 (兼用工作物の工事等の協議) に関する協議を行い、県と工事、維持および操作に関する協定を締結することとします。また、細部の運用操作についても県と協定を締結することとします。

- イ 事業候補者への河川法の許可等および事業候補者との協定の締結が不可能となった場合は、選定委員会が選定した次点の応募者を交渉相手とします。
- ウ 協定の締結は、河川法第 23 条の 2、24 条、26 条および 55 条の許可等と同時に行います。
- エ 上記アからウにおいて、事業候補者として選定されたことは、河川法の許可等および 協定の締結を確約するものではありません。

#### (3) 国の設備認定

事業候補者は、電気事業者と系統連系の協議の上、経済産業大臣の設備認定を受け、電気 事業者への系統連系に関する契約を行ってください。

なお、設備認定および系統連系に関する契約が不可能となった場合は、選定委員会が選定 した次点の応募者を交渉相手とします。

(4) 地域貢献にかかる協定書の締結

設置運営事業者は、滋賀県および米原市と地域貢献にかかる協定を締結することとします。

#### 15 留意事項

(1)提出書類の取扱い

提出された企画提案書の変更、差替えおよび再提出には応じられません。なお、提出されたすべての書類および電子媒体は設置運営事業者と協定締結後、直ちに返却します。

なお、電子メールについて通信事故があった場合でも、滋賀県は一切の責任を負いません。

(2) 企画提案に係る著作権等の取扱い

応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属します。なお、設置運営事業者からの 企画提案については、滋賀県の広報活動等において使用できることとします。

企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびその他日本国の 法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任 は応募者が負うこととします。

(3) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできません。

(4) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、全て応募者の負担とします。

# (5) 送電の系統連系

送電への系統連系に係る電気事業者への契約の申し込みは設置運営事業者で行ってください。

#### (6) 事業期間中の工事の対応

事業期間中に、水力発電施設の老朽化等に起因して、姉川ダムとしての運用に支障が生じる可能性があると県が判断した場合、水力発電施設の速やかな修繕または速やかな撤去による原状回復を命じることがあります。この場合に必要となる費用は、全て設置運営事業者の負担とします。

## (7) 義務の履行

設置運営事業者が本要項および協定に定める義務を履行しない場合、または設置運営事業者が企画提案書で提案した内容を履行しない場合、法令上の許可等ならびに協定締結を取り消すことがあります。この場合、設置運営事業者の責任と負担により、水力発電施設の速やかな撤去による原状回復を命じることがあります。この場合に必要となる費用は、全て設置運営事業者の負担とします。

# (8) 作成要領

ア 本募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準および計量法によることとし、全て横書きとします。なお、フォントはMS明朝体10.5 ポイントで統一することとし、電子データの保存形式はエクセル、ワードおよび PDF とします。

イ 各提案書には、各ページの下中央にわかりやすいよう通し番号を付すこととします。 (例: $\Pi$ - $\bigcirc$ )

# 16 担当窓口

滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号(新館4階)

電 話:077-528-4173 Fax:077-523-3613

メールアドレス: suigen@pref.shiga.lg.jp

# 【参考】提案募集から工事までの流れ

